

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	国民年金に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約を含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

越谷市長

## 公表日

令和4年9月30日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





システム4									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネットシステム」という。)								
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 : 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 : 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) : 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索 : 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 : 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 : 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 : 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
システム5									
①システムの名称	税宛名システム								
②システムの機能	<p>1. 宛名情報の登録、照会、更新</p> <p>2. 住登外宛名の登録、照会、更新</p> <p>3. 納税管理人・相続人代表者の登録、照会、更新</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
システム6～10									

システム6	
①システムの名称	社会保険オンラインシステム
②システムの機能	日本年金機構から貸与を受け、年金記録に関する相談業務のため、国民年金被保険者の年金記録を確認する。操作者は、事前に登録書を年金事務所に提出し、個々に割振られるIDパスワード及び生体認証によって操作が可能になる。年金記録の確認には基礎年金番号または個人番号を用いる。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 管轄年金事務所のターミナルコントローラとの接続のみで他のシステムと接続しない )
システム11～15	
システム16～20	

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民年金ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項別表第1第31項、83項、95項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第59条、第68条の2
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	—
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健医療部国保年金課
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・国民年金法の被保険者または受給権者(以下「被保険者等」という)及びその世帯員 ・過去に本市で住民登録していた被保険者等であった者
その必要性	・市町村の法定受託事務として、保険料免除等の処分に必要である被保険者及び世帯員の所得状況を日本年金機構へ報告する必要がある。 ・過去本市国民年金システムに登録されていた被保険者等が再転入した場合等に、事務の正確性及び効率性の向上のため、過去の年金情報を引き継ぐことができるよう、過去の被保険者等の情報を保有している。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するため。 ・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報は、本人への連絡等及び届出等の際の住所確認、続柄情報や世帯対象範囲の確認、死亡・転出等による世帯情報の変更確認のため。 ・地方税関係情報は、本人や世帯員の所得を把握し、保険料免除や年金請求の手続き、日本年金機構からの問い合わせ等について適切に対応するため。 ・年金関係情報は、日本年金機構への報告や被保険者等からの年金相談等に対応するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	保健医療部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 社会保険オンラインシステム )								
③使用目的 ※	国民年金の資格適用事務、給付事務を行うこと。								
④使用の主体	使用部署	保健医療部国保年金課、各出張所							
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者等の届出、申請等を受理し、日本年金機構に届出情報を提供する。</li> <li>・被保険者等の資格・給付情報管理に必要な住基情報を入手し、日本年金機構へ提供する。</li> <li>・免除等申請、障害基礎年金(20歳前障害)の請求等の処分に必要となる所得情報を入手して日本年金機構へ提供する。</li> <li>・日本年金機構で付番された基礎年金番号や免除等の審査結果、年金請求の支給決定結果等を、本市国民年金システムに入力し、被保険者等の相談・問合せ等に対応する。</li> </ul>								
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基情報と届出や申請等と内容を突合して、被保険者等を確認する。</li> <li>・地方税関係情報と被保険者等及びその世帯員を突合して所得額等を確認する。</li> <li>・国民年金システムの情報と日本年金機構の処理結果等を突合して適正に管理を行う。</li> </ul>							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	システム保守運用	
①委託内容	国民年金システムの保守運用	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		





(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 年金その他資格

1.基礎年金番号,2.記号番号,3.年金種別,4.取得年月日,5.取得入力年月日,6.喪失年月日,7.喪失入力年月日,8.異動年月日

(2) 年金基本

1.基礎年金番号,2.住民コード,3.生年月日,4.取得年月日,5.喪失年月日,6.種別,7.付加,8.免除,9.在外区分,10.高齢任意喪失月,11.不在区分,12.不在年月日,13.不在判明年月日,14.資格状況フラグ,15.年金委員コード,16.学生区分,17.卒業予定年月,18.電話番号1,19.電話番号区分1,20.電話番号2,21.電話番号区分2,22.三号時効年月,23.住記年金登録区分,24.前回受付年度,25.前回受付年月日,26.前回受付番号,27.前回異動区分,28.職権適用区分,29.無年金者区分,30.旧年金番号区分1,31.旧年金番号1,32.旧年金番号区分2,33.旧年金番号2,34.旧年金番号区分3,35.旧年金番号3,36.相談区分,37.二十歳前厚年月数,38.納付書送付先郵便番号1,39.納付書送付先郵便番号2,40.納付書送付先住所,41.納付書送付先氏名,42.納付書発行日,43.納付書発行年度,44.納付書発行月1,45.納付書発行月2,46.納付書再交付入力日,47.基礎年金番号フラグ,48.進達フラグ,49.高齢任意理由,50.年金基金種別,51.年金基金加入日,52.年金基金喪失日,53.異動年月日,54.公的年金本人種別,55.公的年金本人番号,56.基礎年金配偶者種別,57.基礎年金配偶者番号,58.照合サイン,59.個人タクシー区分

(3) 年金メモ

1.基礎年金番号,2.連番,3.メモ欄,4.異動年月日

(4) 年金給付

1.年金証書番号,2.住民コード,3.申請項目,4.届出日,5.進達日,6.返却日,7.発生年月日,8.連番,9.電話番号,10.電話番号2,11.銀行コード,12.支店コード,13.口座番号,14.郵便局コード,15.郵便局名,16.郵便局口座番号1,17.郵便局口座番号2,18.旧氏名,19.続柄コード,20.続柄漢字,21.障害等級1,22.障害等級2,23.認定周期,24.停止日,25.未支給詳細,26.非該当有無,27.請求者住民コード,28.請求者名,29.請求日,30.請求者住所,31.死亡者基礎年金番号,32.死亡者住民コード,33.死亡日,34.死亡者名,35.死亡者住所,36.代理理由コード,37.その他代理理由,38.その他書類枚数,39.その他書類,40.給付種別名称,41.備考,42.コメント,43.給付確定年月日,44.支給開始年齢,45.支給開始年齢月,46.進達フラグ,47.返戻日,48.返戻内容,49.処理日,50.再受付日,51.傷病名,52.診断書コード,53.請求事由コード,54.裁定日,55.再進達日,56.再送付日,57.異動年月日,58.年度,59.加算対象者住民コード,60.加算対象者年金証書番号,61.加算対象者連番,62.加算対象者銀行コード,63.加算対象者支店コード,64.加算対象者口座番号,65.加算対象者郵便局コード,66.加算対象者郵便局名,67.加算対象者郵便局口座番号1,68.加算対象者郵便局口座番号2,69.加算対象者名,70.加算対象者住所,71.加算対象者生年月日,72.加算対象者障害状況,73.疾病番号,74.初診日,75.障害認定日,76.現在日,77.五年前年月日,78.基準月前月,79.病院コード,80.開始日,81.終了日,82.添付資料コード,83.添付資料通数,84.資料提示年月日

(5) 年金資格

1.基礎年金番号,2.種別,3.取得年月日,4.取得入力年月日,5.取得理由,6.喪失年月日,7.喪失入力年月日,8.喪失理由,9.異動年月日

(6) 年金受付簿

1.基礎年金番号,2.住民コード,3.受付年度,4.受付年月日,5.異動区分,6.受付番号,7.受付枝番,8.異動年月日,9.職員番号,10.職員氏名,11.キー基礎年金番号,12.キー住民コード,13.キー受付年度,14.キー受付年月日,15.キー異動区分,16.キー受付番号,17.キー受付枝番,18.キー異動年月日,19.キー前後区分,20.キーRecNo,21.記号番号,22.年金種別,23.取得年月日,24.取得入力年月日,25.喪失年月日,26.喪失入力年月日,27.連番,28.メモ欄,29.生年月日,30.種別,31.付加,32.免除,33.在外区分,34.高齢任意喪失月,35.不在区分,36.不在年月日,37.不在判明年月日,38.資格状況フラグ,39.年金委員コード,40.学生区分,41.卒業予定年月,42.電話番号1,43.電話番号区分1,44.電話番号2,45.電話番号区分2,46.三号時効年月,47.住記年金登録区分,48.前回受付年度,49.前回受付年月日,50.前回受付番号,51.前回異動区分,52.職権適用区分,53.無年金者区分,54.旧年金番号区分1,55.旧年金番号1,56.旧年金番号区分2,57.旧年金番号2,58.旧年金番号区分3,59.旧年金番号3,60.相談区分,61.二十歳前厚年月数,62.納付書送付先郵便番号1,63.納付書送付先郵便番号2,64.納付書送付先住所,65.納付書送付先氏名,66.納付書発行日,67.納付書発行年度,68.納付書発行月1,69.納付書発行月2,70.納付書再交付入力日,71.基礎年金番号フラグ,72.進達フラグ,73.高齢任意理由,74.年金基金種別,75.年金基金加入日,76.年金基金喪失日,77.公的年金本人種別,78.公的年金本人番号,79.基礎年金配偶者種別,80.基礎年金配偶者番号,81.照合サイン,82.個人タクシー区分,83.年金証書番号,84.申請項目,85.届出日,86.進達日,87.返却日,88.発生年月日,89.電話番号,90.銀行コード,91.支店コード,92.口座番号,93.郵便局コード,94.郵便局名,95.郵便局口座番号1,96.郵便局口座番号2,97.旧氏名,98.続柄コード,99.続柄漢字,100.障害等級1,101.障害等級2,102.認定周期,103.停止日,104.未支給詳細,105.非該当有無,106.請求者住民コード,107.請求者名,108.請求日,109.請求者住所,110.死亡者住民コード,111.死亡日,112.死亡者名,113.死亡者住所,114.代理理由コード,115.その他代理理由,116.その他書類枚数,117.その他書類,118.給付種別名称,119.備考,120.コメント,121.給付確定年月日,122.支給開始年齢,123.支給開始年齢月,124.返戻日,125.返戻内容,126.処理日,127.再受付日,128.死亡者基礎年金番号,129.傷病名,130.診断書コード,131.加算対象者住民コード,132.加算対象者年金証書番号,133.加算対象者連番,134.加算対象者銀行コード,135.加算対象者支店コード,136.加算対象者口座番号,137.加算対象者郵便局コード,138.加算対象者郵便局名,139.加算対象者郵便局口座番号1,140.加算対象者郵便局口座番号2,141.加算対象者名,142.加算対象者住所,143.加算対象者生年月日,144.加算対象者障害状況,145.疾病番号,146.初診日,147.障害認定日,148.現在日,149.五年前年月日,150.基準月前月,151.病院コード,152.開始日,153.終了日,154.添付資料コード,155.添付資料通数,156.資料提示年月日,157.資格取得更正コード,158.資格喪失更正コード,159.取得理由,160.喪失理由,161.氏名カナ,162.氏名漢字,163.本名,164.世帯主氏名,165.性別,166.住民となった年月日,167.住民でなくなった年月日,168.住民種別,169.国籍,170.住所コード,171.棟,172.番地,173.号,174.号枝番,175.号小枝番,176.町丁目名,177.地番ビット,178.住居表示地区,179.郵便番号親,180.郵便番号子,181.方書漢字,182.転入前住所,183.転居前住所,184.転出先郵便番号親,185.転出先郵便番号子,186.転出先住所,187.転出先異動事由,188.住定異動年月日,189.住定事由,190.自治会,191.汎用項目1,192.汎用項目

2,193.汎用項目3,194.汎用項目4,195.汎用項目5,196.汎用項目6,197.汎用項目7,198.汎用項目8,199.汎用項目9,200.現住所漢字,201.相談内容,202.付加加入更正コード,203.付加辞退更正コード,204.付加種別,205.付加加入年月日,206.付加辞退年月日,207.免除種別,208.免除開始年月日,209.免除廃止年月日,210.免除開始受付日,211.結果,212.結果日,213.申請区分,214.配偶者住民コード,215.世帯主住民コード,216.申告書出力区分,217.免除廃止受付日

(7)年金相談

1.住民コード,2.連番,3.相談区分,4.相談内容,5.異動年月日

(8)年金電子届書

1.届書作成年月日,2.届書コード,3.レコード通番,4.異動年月日,5.基礎年金番号,6.生年月日,7.手帳記号番号\_番号,8.手帳記号番号\_番号,9.被保険者氏名カナ,10.被保険者氏名\_変換漢字,11.性別,12.郵便番号,13.被保険者住所\_変換漢字,14.資格取得年月日,15.資格種別,16.資格取得理由,17.資格喪失年月日,18.資格を喪失する理由,19.死亡年月日,20.種別変更年月日,21.変更後種別,22.沖縄特例,23.配偶者基礎年金,24.配偶者生年月日,25.配偶者共済番号表示,26.配偶者氏名カナ,27.配偶者氏名\_変換漢字,28.喪失予定年月日区分,29.加入申込区分65歳以上,30.手帳送付者表示,31.年金手帳作成,32.手帳宛名シール作成表示,33.受給権確認表示,34.納付書抑止表示,35.氏名変更年月日,36.変更後氏名カナ,37.変更後氏名\_変換漢字,38.外国人区分,39.被保険者通称名カナ,40.被保険者通称名\_変換漢字,41.住所変更年月日,42.変更後郵便番号,43.変更後住所コード,44.変更後住所カナ,45.変更後住所\_変換漢字,46.転出年月日,47.転出先郵便番号,48.転出先住所コード,49.転出先住所カナ,50.転出先住所\_変換漢字,51.電話番号種別,52.電話番号\_局番,53.電話番号\_局番,54.電話番号\_番号,55.外国人氏名,56.外国人生年月日,57.外国人国籍

(9)年金納付

1.基礎年金番号,2.順位,3.年度,4.納付前納,5.納付4月,6.納付5月,7.納付6月,8.納付7月,9.納付8月,10.納付9月,11.納付10月,12.納付11月,13.納付12月,14.納付1月,15.納付2月,16.納付3月,17.異動年月日

(10)年金付加

1.基礎年金番号,2.付加種別,3.付加加入年月日,4.付加辞退年月日,5.異動年月日

(11)年金免除

1.基礎年金番号,2.免除種別,3.免除開始年月日,4.免除廃止年月日,5.免除開始受付日,6.結果,7.結果日,8.受付番号,9.申請区分,10.配偶者住民コード,11.世帯主住民コード,12.申告書出力区分,13.異動年月日,14.免除廃止受付日,15.全額,16.半額,17.猶予,18.猶予優先,19.申請4分の1,20.申請4分の3,21.継続フラグ

(12)福祉年金

1.記号番号,2.年金区分,3.本人住民コード,4.配偶者住民コード,5.扶養義務者住民コード,6.扶養義務者続柄コード,7.扶養義務者電話番号,8.障害等級,9.受給公的年金,10.前年度,11.前年度裁定状況,12.現年度,13.現年度裁定状況,14.電話番号,15.管区,16.通知書区分,17.送付先郵便番号親,18.送付先郵便番号子,19.送付先住所,20.送付先方書,21.送付先氏名,22.備考,23.処理年月日,24.生計維持,25.郵便コード,26.障害等級1,27.障害等級2,28.住民コード,29.年度,30.所得額,31.雑損控除額,32.医療費控除額,33.社会保険料控除額,34.小規模企業控除額,35.配偶者特別控除額,36.普通障害扶養控除,37.特別障害扶養控除,38.本人普通障害控除,39.本人特別障害控除,40.老年者控除,41.寡婦控除,42.特別寡婦控除,43.勤労学生控除,44.その他控除額,45.控除額合計,46.扶養人数,47.控配有無,48.年少扶養親族数,49.老配扶人数,50.特定扶養人数,51.算出扶養親族数,52.算出特定扶養親族数\_19歳未満,53.扶養親族数\_比較結果,54.無申告表示,55.作成年月日

(13)連携情報

個人番号、情報提供用個人番号識別符号、団体内宛名番号、情報提供等の記録等

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民年金ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>〈事務における措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付の窓口において、届出内容や本人確認書類の確認を厳格に実施し、本人以外の情報を記載することが無いようチェックを行い対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・届出書の内容をシステムへ入力後、内容を照合し確認を行う。</li> <li>・届出・申請等において、本人が必要な情報以外を誤って記載することが無いよう書面様式とし、記載例を参考に必要な項目のみに限定する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザ単位の権限により、不要なアクセスを行えないよう制御している。</li> <li>・個人番号を利用しない各システムから要求に応じないよう制御している。</li> <li>・中間サーバーからの要求に応じるだけであるため、必要な情報の切分けは中間サーバーで行われている。</li> <li>・特定個人情報の中間サーバーへの連携を目的としており、その他のシステムに連携する機能は有していない。</li> <li>・庁内連携システムと接続するが、事務に必要な情報と紐付かないように制御している。</li> <li>・個人番号が必要となる処理が発生した都度、自動で統合宛名システムに要求するのみで、それ以外の要求はできないシステムとなっている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>＜選択肢＞            1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用できる職員を限定しており、生体認証とすることでなりすましを防止している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	越谷市個人情報取扱事務の委託に関する指針に基づき、委託先における安全管理措置、秘密保持、厳重な保管及び搬送、再委託の禁止等、委託目的以外の利用等の禁止、複写及び複製の禁止、事故発生時の報告義務、委託契約終了時の個人情報の返還又は処分などを規定している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている   2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない          4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	情報資産（紙や電子記録媒体を含む）の提供にあたっては、情報セキュリティ責任者の許可を得るよう内部規則に定めている。	
その他の措置の内容	・庁内サーバ室等への入室管理を行い、特定個人情報の提供・移転リスクを最小限にしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている          2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      [    ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;越谷市における措置&gt; 毎年、情報セキュリティや個人情報(マイナンバーも含む)についての研修を受講している。また、受講できない職員については研修資料を回覧するなどの情報共有を図り、勉強の機会を与えている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
②請求方法	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。電話、FAX及び郵送での請求は、開示請求者が本人であることが十分に確認できないことから認めない。 ※任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	越谷市保健医療部国保年金課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9155
②対応方法	受付票を作成し、問合せ内容・対応等について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年2月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月5日	—	—	しきい値判断の見直し(令和2年1月17日時点での対象人数の変更)により、全項目評価から重点項目評価に変更したため、新規に作成する。	事後	しきい値判断の見直しにより、全項目評価から重点項目評価に変更したため、新規に作成するものであって、重要な変更には当たらない。
令和3年11月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民協働部市民課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	IV 開示情報、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	市民協働部市民課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 提供先 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 第48項、第50項、第107項、第117項	番号法第19条第8号別表第二 第48項、第50項、第107項、第117項	事後	番号利用法第19条の改正による号の繰り下げ
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民協働部市民課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年11月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	市民協働部市民課	保健医療部国保年金課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更